

# 善導の著作における護念の解釈について

——西山敎学の立場から見ても——

佐 伯 憲 洋

善慧房証空（以下、証空とする）は、阿弥陀仏の仏力によつてのみ、衆生の往生が可能となると考えている。そして、その他力の往生を得るためには、阿弥陀仏の名号を称え、護念を受ける必要があると主張している。しかし『觀經疏自筆鈔』玄義分卷三には「護念ト云フハ称仏ノ異名ナリ」とあり、称仏とは阿弥陀仏の名号を執持することであるとする。この称仏は仏名の護持・念持という行に該当する。この記述は、善導の『觀無量壽經疏』（以下『觀經疏』とする）玄義分の、「言<sup>①</sup>護念一者、即是上文一日乃至七日称仏之名也。」<sup>②</sup>という箇所を承けている。そこで問題となるのは、証空が阿弥陀仏により衆生が護り念じられることだけでなく、衆生が阿弥陀仏を念じ持つことも護念に該当させている可能性が存することである。よつて本考察では、証空の思想に、阿弥陀仏を念持する護念の解釈があるかを確認し、そして、善導が著作の中で、右記のように記した理由を検討する。

さて、『阿弥陀經』では、護念を二通りに解釈することがで

きる。まず、六方段のそれぞれの終わりに、「汝等衆生当レ信<sup>下</sup>是称讚不可思議功德一切諸仏所ニ護念一經<sup>③</sup>。」とある。ここでは、一切の諸仏が護念する經と読むことができる。つまり、阿弥陀仏が諸仏により、護り念じられるという解釈になる。そしてまた、「若有<sup>二</sup>善男子・善女人。聞<sup>二</sup>是經一受持者、及聞<sup>二</sup>諸仏名一者。是諸善男子・善女人、皆為<sup>二</sup>一切諸仏一<sup>④</sup>共所ニ護念<sup>④</sup>。」という箇所では、念仏する行者が諸仏に護念されるという意味を示している。このように、『阿弥陀經』では、諸仏により阿弥陀仏が念じられる場合と、そして阿弥陀仏により行者が念じられる場合という、二種類の解釈が可能となる。この「一切諸仏所護念」は、サンスクリット原典では「sarva buddaha parigraha」と示され、護念は「parigraha」に該当し、摂受と漢訳される。しかし、摂受には多数の意味があり、諸仏が經を受け入れ護持するのか、或いは、諸仏が行者を護りおさめるのか明確でない。よつて、原典を確認しても、確実な理解はできないのである。

さて、証空は『観念法門自筆鈔』巻下で、護念を「延年・  
 転寿・長命・安樂」<sup>(5)</sup>であるとしている。そして同書で、「内ニ  
 仏心ト相応シテ、外ニ聖衆ノ護念ヲ得レバ、心身安クシテ長  
 命安樂ナリト顕ハスナリ。」<sup>(6)</sup>とし、阿弥陀仏の心と相応し、諸  
 仏・菩薩の護持を受け、往生に不安を抱いていない状態を護  
 念とする。また、証空は護念を、観門の護念・弘願の護念・  
 諸経に説く護念の三種に分類している。これらは観門・弘願  
 と段階的に進み、そして一度弘願に帰入すれば、諸経に説く  
 護念は全て弘願の護念に収斂するという。つまり、証空は「正  
 シク弘願ニ帰シテ真仏ノ護念ニ与ル謂、真身観ノ撰取不捨ノ  
 文ニ初メテ顕ハル。」<sup>(7)</sup>と述べるように、報身の阿弥陀仏による  
 加護を、護念として認識している。

では、善導は護念をどのように捉えているのであろうか。  
 『観経疏』定善義第七観に、「又、念ニ彼弥陀本願一言。弟子某  
 甲等、生盲罪重、障隔処深。願仏慈悲撰受護念、指授開悟。  
 所観之境、願得ニ成就。今頓捨ニ身命、仰属ニ弥陀。」<sup>(8)</sup>と示す。  
 さらに『観念法門』に「若有レ人、至心常念ニ阿弥陀仏及ニ菩  
 薩、観音・勢至常与ニ行人一作ニ勝友知識、随逐影護。…(中略)  
 …如レ前身相等光、一一遍照ニ十方世界。但有下專念ニ阿弥陀  
 仏一衆生上、彼仏心光常照ニ是人一、撰護不レ捨。」<sup>(9)</sup>とある。つま  
 り、善導は、阿弥陀仏によって衆生が護り念じられる場合  
 を、護念と解釈している。よって、証空が阿弥陀仏による外

善導の著作における護念の解釈について(佐伯)

護を護念としたのは、善導がこのように理解していたことに  
 依っている。

さて、右記した『観経疏』玄義分の「言ニ護念一者、即是上  
 文一日乃至七日称仏之名也。」は、衆生が阿弥陀仏を念持する  
 ことを意味しているのだろうか。この一文の前後を、以下に  
 引用する。

何故、阿弥陀経云。仏告ニ舍利弗。若有ニ善男子・善女人一、聞レ説ニ  
 阿弥陀仏一、即レ執ニ持名号一。一日乃至七日、一心願レ生、命欲レ終  
 時、阿弥陀仏与ニ諸聖衆一迎接、往生。次、下、十方各如ニ恒河沙一  
 等諸仏、各出ニ広長舌相、遍覆ニ三千大千世界、説ニ誠実言。汝等衆  
 生、皆レ信レ下是一切諸仏所ニ護念一經。言ニ護念一者、即是上文一日  
 乃至七日称仏之名也。今既有ニ斯聖教、以為ニ明証。未審、今時一  
 切行者、不レ知。何意、凡小之論乃加ニ信受、諸仏誠言返将ニ妄語。  
 苦哉、奈劇能出ニ如レ此不忍之言。」<sup>(10)</sup>

この『観経疏』の一文は、善導が『阿弥陀経』の解釈に関  
 連して示したところである。その中で、「聞レ説ニ阿弥陀仏一、即  
 レ執ニ持名号一。一日乃至七日、一心願レ生」すること、  
 「命欲レ終時、阿弥陀仏与ニ諸聖衆一迎接往生」するとある。つま  
 り、衆生は阿弥陀仏を専念することで、阿弥陀仏等により護  
 られ往生するのである。「執持名号」があつて、「迎接往生」  
 が得られるのである。よって、善導が『観経疏』で護念を「称  
 仏之名」とするのは、「称仏之名」により護念を得ることを示

善導の著作における護念の解釈について(佐伯)

している。護念は、衆生が受けるものであり、阿弥陀仏が衆生を護り念じることであると示している。他にも善導は『往生礼讃偈』にも、「若有二衆生、称念阿弥陀仏、若七日及一日、下至十声乃至一声一念等、必得二往生。証誠此事<sup>(11)</sup>故、名二護念經。」と、称念によつて往生を得るとする。そして、そのことを証誠するから護念經であるという。善導は、称仏と護念を同等視するように見えても、結局、護念は阿弥陀仏による外護であると言っている。

証空は『觀經疏自筆鈔』玄義分卷三で、「善男子・善女人、諸仏ノ説キ給フ阿弥陀仏ノ名、及阿弥陀經ノ名ヲ聞ク者、一切ノ諸仏ノ為ニ共ニ護念セラル、故ニ、護念經ト名付クト云ヘリ。此ノ心ヲ以テ尋ヌレバ、護念ト云フハ、称仏ノ異名ナリ<sup>(12)</sup>。」と、よりはっきりと示している。また、証空は『觀經疏他筆抄』玄義分卷下に「今經ノ心、三心ヲ發シテ弘願ニ歸スル時、此ノ衆生ヲ撰取シテ捨テズト説ク。撰取トハ、即チ護念ナリ。是ニ依リテ、觀念法門ニハ、彼仏心光常照是人撰護不捨ト云ヘリ。是即チ撰護ト撰取ト、一ナリト云フ心ナリ。撰取不捨トハ、彼此三業不相捨離ナリ。」<sup>(13)</sup>と、先に示した『觀念法門』を引用して、撰取されることを護念と示している。さらに撰取して捨てないことを、「彼此三業不相捨離」であるという。これは善導の『觀經疏』第九觀親縁釈に現れる語句<sup>(14)</sup>である。つまり、衆生が仏身と相應すること、『觀念法門自

筆鈔』の「内ニ仏心ト相應シテ」とは、まさにこのことである。よつて、証空が『觀經疏自筆鈔』玄義分卷三で「護念ト云フハ称仏ノ異名ナリ<sup>(15)</sup>」と示したのは、正しく、衆生が阿弥陀仏の護念を受けることを示している。ここまですべてを通して、善導も証空も「執持名号」という、衆生側に念を相続させるという考え方は確かに存在する。しかし、どちらも念の相続を護念とは示していない。あくまで、善導の思想では、護念を阿弥陀仏が衆生を護り念じることとしている。また、証空による註釈から、衆生が阿弥陀仏等の外護を受け、身心安樂な状態を意味している。そして、衆生による阿弥陀仏に対する念の相続・護持は、護念の解釈に含まれていない。

- 1 西叢一・一〇二頁上。
- 2 大正三七・二五〇頁上。
- 3 大正一二・三四七頁中。
- 4 大正一二・三四八頁上。
- 5 西叢四・一八四頁上。
- 6 西叢四・一八四頁上下。
- 7 西叢四・一八〇頁上。
- 8 大正三七・二六六頁中。
- 9 大正三七・二六六頁中。
- 10 大正三七・二五〇頁上。
- 11 大正四七・四四八頁上。
- 12 西叢一・一〇二頁上。

- 13 西叢五・一四一頁上下。
- 14 大正三七・二六八頁上。
- 15 西叢一・一〇二頁上。

〈キーワード〉 善導、証空、護念、『阿弥陀經』

(早稲田大学大学院)

善導の著作における護念の解釈について (佐伯)

新刊紹介

大久保 良峻 著

最澄の思想と天台密教

A5版・三八八頁・本体価格八、〇〇〇円

法蔵館・二〇一五年六月